

建築で考えること

神田 順 ◎東京大学名誉教授／傍唐丹小白浜まちづくりセンター代表取締役

「千思万考」という言葉を知らなかった。千回思って、万回考えることとなると、人生とは何か、建築とは何かに限らず、簡単に答えがでないことだろうし、きっと先人たちの考え方を辿るようでもあり、そうなると哲学の世界かと思う。

建築も、構造系は、西洋から輸入された構造工学であり、そこにあまり学生時代に哲学を感じたことはなかったが、建築家は、けっこう哲学を語っていたように思う。『建築に何が可能か』(原広司著、学芸書林、1967年)などは、内容はともかく、タイトルはまさに哲学的である。前川國男や丹下健三の設計論へ挑戦という意味合いもあったのか、或いは設計者としての宣言だったのかもしれない。

学生時代も、建築を語れなければ、建築家になれないなどの思いが、構造設計者に向かわせた。梅村先生の難解さに比べて、解りやすい加藤勉先生を指導教官に選んだきっかけもある。歴史の先生からは「構造は学問ではない」みたいなことをいわれたが、その意味では、大学院までの授業の学びも、あまり学問という感じではなかった。博士論文を書く段階でようやく学問に向かったようにも思う。

修士修了で就職した竹中工務店の留学制度を利用し、イギリスのエдинバラ大学で、33か月研究をして学位(PhD)をいただいた。工学でも何でも、課程で学位を取ると、哲学博士ということだ。

建築の哲学を思うきっかけになったのは、建築基準法の1998年改正である。2000年に施行令告示も整備された建築基準法が、構造の先生方と、これはおかしいと問題提起した。それではということで、建築基本法制定準備会を立ち上げたのが2003年8月である。

そして『イタリアン・セオリー』(岡田温司著、中央公論新社、2014年)に出会った。そもそも法は

何のためにあるか。ヨーロッパの学問はギリシア起源のように思う。そして近代のイギリスやドイツの哲学から、20世紀フランスのサルトルやデリダ、そして21世紀に入って、ネグリ、アガンベン、エスピジトの著作に触れた。

日本の法律は、ほとんどを内閣がつくるので、誰のつくった法律といふことをいわないし、その法律がちゃんと機能しているかを検証しない。まさに、時の政府が、当時の社会のために必要と思われる法をつくり、問題が起きると、また行政が考えて手を入れる。そんな法律が、人の生き方を縛るという現実がある。

現在の建築基準法は、考えれば考えるほどに、時代にそぐわなくなっている。当初は効率的に建築をするための基準法であった。そのために最低の基準を定めた。そして、市場経済の中でこういう建物に住め、というようになっていった。質の高い、長持ちのする家をつくるような基準ではない。さらには、言ってみれば、安全や健康や環境のための適切な規制になっているとも思われない。

イタリアン・セオリー、特にアガンベンのホモ・サケルのいうところは、資本主義市場経済が、あたかも宗教になっているということ。それに異を唱えれば生きていかれない。しかも多くの自由主義国では、国際競争力が大事ということで、国が大量生産の大企業を支えているから始末が悪い。個々の職人の技が評価されない。人のための政治、人のための法律になっていない。

建築基準法は、焼け野原の戦後、建築がとても足りなくて、効率的に建築をつくるためにできた。専門家の存在も社会的にわからなかつたので、同時に建築士法(これは田中角栄氏による議員立法)をつくった。市場経済、大量生産に便利な法律であ



る。というか、何度も改正されて、ますますその方向になって今日に至っている。

家を建て、建物を建てては壊し、また建てて、を繰り返して80年経った。都市は美しくなったか？ 家は暮らしやすいか？ 日本は豊かになったか？

衣食住に不満がなければ、幸せである。これからどう生きて行くか。何が問題で、何が心地よさで、豊かさか。日本のいつの時代に、人々の幸福度がもっとも高かったかはわからない。江戸時代にあったような飢饉はなくなった。戦国時代のような、内乱もなくなった。さまざまな文化を享受できている。さらに明治や、戦後の1950年代よりは、豊かな生活を営んでいるという実感はある。持続可能社会は、ある意味、平和に暮らせる社会であると思う。より多くの収益を目指して無理に競争したり、機械化で人件費を節減したり、宣伝で消費を煽ったりという社会は持続可能社会になりえない。

建築が社会に心地よさ、幸福感をもたらすためには、何をすればよいかと考える。世界的に有名な建築家に設計してもらった家に住むことが幸福感につながるとも思えない。建物の人間にとての価値とは何か。少なくとも大量消費財ではないはずだ。

大学における建築教育は、どのような建築の専門家を育てているか。都市工学科は、どのような専門家を育てているか。そのために遵守すべき、都市計画法や建築基準法は、心地よい暮らしのために機能しているか。しょせんは、経済と連動して、ただただ建築をつくっただけではないか。

考えることは、多い。色々な家に住み、建築を訪れ、少しほは、建築のあるいは家の、あるべき姿を語れるようになったかもしれない。

振り返って、生まれは岐阜県本巣郡北方町の伯母の木造平屋の借家であった。4歳のとき家族で東京に出て、父の建てた住宅金融公庫の木造2階建(1951年)に住んだ。父が亡くなつて(1983年)台所・風呂場のところに、食堂を追加して、RC屋根のコンクリート・ブロック造に改築した。その後、残りの部分も、地下1階地上2階コンクリートと木造の混構造でつくり、210m²の家に、母と一緒に家族6人でしばらく住んだ。父のときからの庭の木は、桜、モチ、檸、柿、ほとんど残した。

大学キャンパスが千葉県柏市に移り、40m²の切妻で平屋の木造を建てて、単身で7年住んだ。内部は、木組みが現してあったが、接合金物が目に付く。床もフローリングではあるが、木のよさが十分に生かされなかつたように思った。大学を退職する1年前に東日本大震災があり、津波で被災した岩手県釜石市唐丹町に、学生たちと被害調査に入った。翌年から、建築基本法制定準備会の仲間と復興支援に入った。2015年にまちづくり会社を立ち上げ、2017年に三つ目の家を建てた。山形県鶴岡市の歓持棟梁の手による伝統木構造の、木組みのがっしりした2階建、120m²の事務所兼住宅である。

逃れられない市場経済社会の中で、40年間に、自分の家を三つ建てたことになる。設計の専門家、施工業者、メンテナンス、それなりに選択し、結果には満足している。持続可能社会で心地よい住まいを供給するために、今の日本で必要なことは何か。一人ひとりが、家とは何かを考えることであろう。良心的な建設業者をさがして、設計も信頼できる専門家に相談して建てるとよい。

構造も木造の、金物使用は最小限にした、地場産の木材による住宅は、日本において理想だと思う。持続可能社会、脱炭素社会、政治の世界は言葉だけであるが、ちゃんとした大工棟梁のつくる伝統木造の民家は今や1%といわれるが、それがせめて5倍、10倍になつたら、そんな社会になるようにも思つたりする。大工棟梁は随分減つたが、まだ残っている。職人を評価する建築主が多くなればいい。そして、そんな教育も必要だ。

大規模建築についても、基本的に似た構図がある。規模が大きいほど、多くの人の生活と関係する社会資産である。それを設計する者も、施工する者も、もちろん、建築主も、脱炭素、持続可能性を考える必要がある。自然のままの土地であれ、すでに建築のあるところの再開発であれ、新しい建築が社会にとって相応しいものといえなくてはならない。近隣、周辺の市民の納得できるものでなければいけない。現在のように、建築基準法を満足したら、すぐ建てていいというほど、建築をするということは、簡単なことではない。色々と考えた末の、筆者の思う建築のあり方である。 (かんだ じゅん)